

香芝市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 0 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 2 6 号

香芝市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則

香芝市養育医療の給付に関する規則（平成 2 5 年規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「添えて」を「添付して」に改め、同条第 2 項中「当該申請者」を「当該申請をした者」に改める。

第 4 条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第 3 項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「当該指定養育医療機関」を「当該提出をした指定養育医療機関」に改める。

第 5 条中「当該変更事項」を「、当該変更があった事項」に、「添えて」を「添付して」に改め、同条第 2 号中「氏名又は住所」を「住所又は氏名」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 2 0 条第 3 項第 5 号」を「第 2 0 条第 5 項第 5 号」に、「添えて」を「添付して」に改め、同条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「当該申請者」を「当該申請をした者」に改める。

第 7 条第 2 項中「途中において」の次に「法第 2 0 条の規定による」を加える。

別表備考 1 中「D 1 ～D 1 5 階層」を「D 1 階層から D 1 5 階層まで」に、「、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「及び第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

徴収基準額

階層区分	世 帯 の 階 層 区 分			徴収基準月額	加算基準月額
A 階 層	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付受給世帯			円 0	円 0
B 階 層	A階層を除き、当該年度の市町村民税非課税世帯			2, 6 0 0	2 6 0
C 階 層	A階層を除き、当該年度の市町村民税均等割の額のみの課税世帯			5, 4 0 0	5 4 0
D 階 層	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	1 5, 0 0 0 円以下	D 1	7, 9 0 0	7 9 0
		1 5, 0 0 1 円以上 2 1, 0 0 0 円以下	D 2	1 0, 8 0 0	1, 0 8 0
		2 1, 0 0 1 円以上 5 1, 0 0 0 円以下	D 3	1 6, 2 0 0	1, 6 2 0
		5 1, 0 0 1 円以上 8 7, 0 0 0 円以下	D 4	2 2, 4 0 0	2, 2 4 0
		8 7, 0 0 1 円以上 1 7 1, 3 0 0 円以下	D 5	3 4, 8 0 0	3, 4 8 0
		1 7 1, 3 0 1 円以上 2 5 2, 1 0 0 円以下	D 6	4 9, 4 0 0	4, 9 4 0
		2 5 2, 1 0 1 円以上 3 4 2, 1 0 0 円以下	D 7	6 5, 0 0 0	6, 5 0 0
		3 4 2, 1 0 1 円以上 4 5 0, 1 0 0 円以下	D 8	8 2, 4 0 0	8, 2 4 0
		4 5 0, 1 0 1 円以上 5 7 9, 0 0 0 円以下	D 9	1 0 2, 0 0 0	1 0, 2 0 0
		5 7 9, 0 0 1 円以上 7 0 0, 9 0 0 円以下	D 1 0	1 2 3, 4 0 0	1 2, 3 4 0
		7 0 0, 9 0 1 円以上 8 4 9, 0 0 0 円以下	D 1 1	1 4 7, 0 0 0	1 4, 7 0 0
		8 4 9, 0 0 1 円以上 1, 0 4 1, 0 0 0 円以下	D 1 2	1 7 2, 5 0 0	1 7, 2 5 0
		1, 0 4 1, 0 0 1 円以上 1, 2 2 2, 5 0 0 円以下	D 1 3	1 9 9, 9 0 0	1 9, 9 9 0
		1, 2 2 2, 5 0 1 円以上 1, 4 2 3, 5 0 0 円以下	D 1 4	2 2 9, 4 0 0	2 2, 9 4 0
		1, 4 2 3, 5 0 1 円以上	D 1 5	全額	左の徴収基準月額の 1 0 %（その額が 2 6, 3 0 0 円に満たない場合は、2 6, 3 0 0 円）

備考

- 1 C階層における「均等割」とは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、D 1 階層から D 1 5 階層までにおける「所得割」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 3 1 4 条の 7、第 3 1 4 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 5 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。ただし、同法第 3 2 3 条に規定する市町村民税の減免があった場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 未熟児及び当該未熟児の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

- 3 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。
- 4 この表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。
- 5 徴収月額の特例は、次のとおりとする。
 - (1) 同一世帯から2人以上の未熟児が同一月に給付を受ける場合には、その月の徴収基準月額（(2)の規定による日割計算後の額）の最も多額な未熟児以外の未熟児については、加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
 - (2) 月の途中において養育医療の給付を受け、又は給付を受けることを中止した者の当該月分の徴収額は、次の算式によって日割計算した額とする。ただし、D15階層にあっては、この限りでない。
徴収基準月額又は加算基準月額×（当該月において養育医療の給付を受けた日数／当該月の実日数）
- (3) 算定した徴収金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (4) 未熟児に扶養義務者がいないときは、徴収金の額の決定は行わないものとする。ただし、未熟児本人に市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収金の額を決定するものとする。
- 6 世帯の階層区分の認定は、未熟児の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に当該未熟児を扶養しているもののうち、当該未熟児の扶養義務者の全てについて、その市町村民税の課税の有無等により行うものとする。この場合において、「未熟児の属する世帯」とは、当該未熟児と生計を一にする消費経済上の一単位を指すものとし、単身赴任、病気治療等の事由で別居している者も含めるものとする。
- 7 徴収基準月額欄の「全額」とは、未熟児の措置に要した費用につき、市長が支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を差し引いた残りの額をいう。
- 8 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した取扱いを行うものとする。
- 9 平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯については、A階層と同様の取扱いをするものとする。
- 10 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（同項第13号に規定する所得金額の合計額をいう。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱うものとする。ただし、寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、備考1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。
 - (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（ほかの者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）
 - (2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
 - (3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 2 条関係）

養育医療給付申請書

年 月 日

香芝市長

住 所
氏 名
電 話 番 号

香芝市養育医療の給付に関する規則第 2 条第 1 項の規定により、関係書類を添付して次のとおり申請します。

本 人	住 所	☐ 申請者と同じ		
	現 在 地 (住所と異なる場合)	☐ 申請者と同じ		
	フ リ ガ ナ		性 別	☐ 男 ☐ 女
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
	個 人 番 号			
扶 養 義 務 者	住 所	☐ 申請者と同じ		
	フ リ ガ ナ		電 話 番 号	☐ 申請者と同じ
	氏 名	☐ 申請者と同じ	本人との続柄	
	個 人 番 号			
被保険者等の記号及び番号				
保 険 者 等 の 名 称				
希望する指定養育医療機関の 所 在 地 及 び 名 称 (本人現在地と同じ場合は、 所 在 地 は 省 略 可 能)				
備 考				

備考

- 1 住所の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- 2 現在地の欄は、現在所在する場所を記入してください。病院等に入院しているときは、その所在地を記入してください。

第 2 号様式（第 2 条関係）

養育医療意見書

フリガナ		性 別	☐ 男 ☐ 女
氏 名		生 年 月 日	年 月 日
在 胎 週 数	週 ☐ 単胎 ☐ 双胎（ 胎）	出生時の体重	グラム
症 状 の 概 要	一 般 状 態	☐ 運動不安又はけいれん ☐ 運動が異常に少ない。	
	体 温	☐ 摂氏 3 4 度以下	
	呼 吸 器 及 び 循 環 器	☐ 強度のチアノーゼ持続 ☐ チアノーゼ発作を繰り返す。 ☐ 呼吸数が毎分 5 0 以上で増加傾向 ☐ 呼吸数が毎分 3 0 以下 ☐ 出血傾向が強い。	
	消 化 器	☐ 生後 2 4 時間以上排便がない。 ☐ 生後 4 8 時間以上嘔吐が持続している。 ☐ 血性吐物がある。 ☐ 血性便がある。	
	黄 疸	☐ 生後数時間以内に発生 ☐ 異常に強い。	
	その他の所見 （合併症の 有 無 等）		
診 療 予 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
現 在 受 け て い る 医 療	☐ 保育器の使用 ☐ 人口換気療法 ☐ 酸素吸入 ☐ 経管栄養 ☐ 持続静脈内注射 ☐ その他の医療（ ）		
症 状 の 経 過			
上記のとおり診断する。 年 月 日 指定養育医療機関 所 在 地 名 称 電 話 番 号 医 師 氏 名			

第 3 号様式（第 2 条関係）

世帯調書

申 請 者 氏 名					本 人 氏 名			
本 人 の 属 す る 世 帯 の 構 成	世 帯 構 成 員 名	本人との 続 柄	性別	生 年 月 日	階 層 区 分	市町村民税額	備 考	
	☐ 申請者と同じ							
世帯外扶養義務者	住所							
	氏名							
	住所							
	氏名							

備考

1 世帯外扶養義務者の欄は、世帯構成員以外で現に本人に対して扶養を実施している扶養義務者がいる場合にのみ記入してください。

2 この調書には、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合にはその証明書を、その他の場合には市町村民税の課税状況の証明書を添付してください。

第4号様式中「第2条」を「第2条第2項」に改める。

第6号様式を次のように改める。

第 6 号様式（第 4 条関係）

養育医療継続協議書

年 月 日

香芝市長

所 在 地
名 称
代表者氏名

養育医療を継続したいので、香芝市養育医療の給付に関する規則第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり協議書を提出します。

養育医療券の 受 給 者 番 号		養育医療券の 交 付 年 月 日	年 月 日
受 給 者	氏 名		
	性 別	☐ 男 ☐ 女	生 年 月 日 年 月 日
継続しようとする 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）		
継 続 の 理 由			

第8号様式から第10号様式までを次のように改める。

第 8 号様式（第 5 条関係）

養育医療券記載事項変更届

年 月 日

香芝市長

住 所
氏 名

養育医療券に記載された事項について変更があったので、香芝市養育医療の給付に関する規則第 5 条の規定により、次のとおり届け出ます。

公費負担医療 の受給者番号											
受給者の氏名									性 別	□男 □女	
									生 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前								変 更 後		
受 給 者 の 氏 名											
扶 養 義 務 者 の 住 所											
扶 養 義 務 者 の 氏 名											
保 険 者 等 の 名 称											
被保険者等の記号及び番号											
変 更 年 月 日									年 月 日から変更		

備考 変更事項のみ記入してください。

第 9 号様式（第 6 条関係）

移送費用支給承認申請書

年 月 日

香芝市長

住 所
氏 名
電 話 番 号

香芝市養育医療の給付に関する規則第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

受 給 者 番 号			
受 給 者 の 氏 名			
医 師 の 送 意 見	移 送	移 送 区 間	
		移 送 方 法	
		移 送 年 月 日	
	移送を必要と認める理由		
	費 用 見 積 額		
年 月 日 指定養育医療機関 所 在 地 名 称 電 話 番 号 医 師 氏 名			
やむを得ず事後に申請する と き は 、 そ の 理 由			

添付書類

- ☐ 保険者が発行した移送に必要とした費用についての療養費支給決定証明書又は療養費支給決定通知書の写し
- ☐ 移送に要した費用についての領収書の写し
- ☐ その他市長が必要と認める書類

第 1 0 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

様

香芝市長



移送費用支給承認書

年 月 日付けで申請があった移送費用の支給については、次のとおり承認します。

養育医療券の 受給者番号		養育医療券の 交付年月日	年 月 日
受給者の氏名			
指定養育医療機関			
移送の場合	区間 移送費 から 円 まで		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定（「第20条第3項第5号」を「第20条第5項第5号」に改める部分に限る。）は、医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の香芝市養育医療の給付に関する規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。